リンクナース部会運営要領

(平成29年4月24日 病院事業管理者決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、感染対策チーム (ICT) 設置要綱第3条第3項の規定に基づき、仙台市立病院リンクナース部会 (以下リンクナース部会) の組織及び運営に関して必要事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 リンクナース部会は、看護部を代表し仙台市立病院における医療関連感染対策を効率的かつ迅速に行うために、ICTの活動を補佐する。
- 2. リンクナース部会の構成員であるリンクナースは、病棟部門・外来部門・手術センターより各部署 の責任者の指名により任命される。
- 3. リンクナースの任期は1年とするが、再任は妨げない。異動・退職があり欠員となった時は、各部署の責任者は直ちに後任を任命する。
- 4. リンクナース部会は毎月1回(第3金曜日、15時~16時)開催する。

(任務)

- 第3条 リンクナースは、臨床現場の感染対策推進の役割モデルとして、次に掲げる項目を任務とする。
- (1) 医療関連感染対策を自部署の職員に周知徹底する。
- (2) 現場の感染対策上の問題点を抽出し、ICT に報告するとともに、改善に向けた活動を展開する。
- (3) アウトブレイクの防止、発生時の調査・制圧を ICT と共に行う。
- (4) サーベイランスへの協力
- (5) 感染管理教育への協力
- (6) 感染管理に関する研修会、学会等に参加して知識の習得に努めると共に、最新の情報をリンクナース部会内や現場に提供する。

附則

この要領は平成29年5月1日より実施する。